



廃棄物最終処分場に係る放流水・浸透水・地下水の基準と結果

令和5年度

[地下水] 美深町一般廃棄物ごみ埋立処分場

検査項目	排水基準	分析(測定)結果			採水日
		上流	下流	下流の定量 下限値	
アルキル水銀 ※1	検出されないこと。	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	0.0005	10/4
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	〃
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	〃
鉛	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005	〃
砒素	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
全シアン ※1	検出されないこと。	ND(<0.1)	ND(<0.1)	0.1	〃
ポリ塩化ビフェニル(PCB) ※1	検出されないこと。	ND(<0.0005)	ND(<0.0005)	0.0005	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.002未満	0.002未満	0.002	〃
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	〃
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	0.0004未満	0.0004未満	0.0004	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	0.01未満	0.01未満	0.01	〃
1,2-ジクロロエチレン ※2	0.04mg/ℓ以下	0.004未満	0.004未満	0.004	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	0.1未満	0.1未満	0.1	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	〃
チウラム	0.006mg/ℓ以下	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	〃
シマジン	0.003mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	〃
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	〃
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
セレン	0.01mg/ℓ以下	0.001未満	0.001未満	0.001	〃
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005未満	0.005未満	0.005	〃
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	0.002mg/ℓ以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	〃
ダイオキシン類 ※3	1 pg-TEQ/ℓ以下(許容限度)	0.0017	0.0004		〃

※1. 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。  
(NDは、不検出を示します)

※2. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量。

※3. ダイオキシン類は、一般廃棄物最終処分場と管理型最終処分場の地下水に適用される。

※埋立中の最終処分場の地下水は、当該基準にかかわらず、水質の悪化が認められた場合には、原因の調査その他の生活環境保全上の必要な措置を講じなければならない。

※基準値は、昭和52年総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分に係る技術上の基準を定める省令」別表2の値。